	No.	質問	回答
(1)事	業内容について	
	1	訪問介護採用経費補助事業費補助金事業について教 えてください。	人件費の高騰や令和6年度報酬改定で介護報酬が減額となったことにより、特に厳しい状況におかれる中小規模の訪問介護事業所等に対して、人材確保定着を図ることを目的として、採用の有無にかかわらず、中小規模の訪問介護事業所等における採用活動経費を補助します。
	2	交付申請期間はいつですか。	令和7年7月下旬頃から令和7年10月末までを予定しています。 ただし、令和7年10月1日以降に指定を受けた新規開設の事業所に限っては、12月末までの申請を受け付けます。 なお、補助対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。 →文付申請時点で金額が確定していない場合には、見積書等により補助対象期間内にかかる経費の見込みをご提出ください。 申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。
	3	振込の時期はいつですか。	額の確定通知発出から約1月後を予定しております。(最終は令和8年5月)なお、額の確定通知の発出時期については、令和7年11月以降順次予定しておりますが、実績報告の申請日やその審査期間にもよるため明確な時期のお答えはできかねます。また、HP掲載のスケジュールもご参照ください。
	2)対	 象事業所について	
		本事業の対象事業所を教えてください。	東京都内に所在する「訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の4種別のうち、以下に該当する場合を除きます。 (1)補助対象事業所の数が10か所以上かつ資本金5千万円を超えている事業者が設置する事業所 (2)国又は地方公共団体が設置する事業所(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。) ※訪問看護は対象外です。 ※社会福祉法人の場合、資本金の部分は基本金でご判断ください。
	2	事業者 (法人) 所在地は東京都ではないのですが、対象になりますか。	事業所が東京都内に所在している場合は、東京都内の事業所分は対象となります。 法人が一括で求人を行っており、所在地が東京都以外の事業所が含まれる場合は、東京都以外の事業所分は除いて申請してください。
	3	1事業者(法人)あたりで、申請できる事業所数に限りはありますか。	1事業者(法人)あたり、申請できる事業所数に上限はございません。ただし、本補助金は事業者(法人)単位での申請であり、補助金額上限は1事業者(法人)最大80万円となります。
	4	除外要件の一つである【都内で「訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所を10事業所以上運営している】の考え方を教えてください。	《考え方》 ・都内で運営(※)する「訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の4種別の事業所数を数えます。 ・「他県に所在している事業所」、「出張所(サテライト)事業所」、「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」は数に含みません。 (※)東京都内に所在し、なおかつ交付申請日時点において、「指定」を受けているもの。(休止中、廃止を除きます。) 《10事業所 以上 となる場合》(例) ・都内で訪問介護を1の事業所運営している場合 ・都内で訪問介護を5事業所、都内で訪問入浴介護を5事業所運営している場合 《10事業所未満となる場合》(例) ・都内で訪問介護を9事業所、他県で訪問介護を1事業所運営している場合 ◆他県は対象事業所として数えないため、本事業では「9事業所」と数えます。 ◆訪問介護事業所とにて数えないため、本事業では「9事業所」と数えます。 ◆訪問介護事業所と総合事業を一体的(同一拠点(住所地))に運営している事業所が5拠点ある場合、サービス種類上は訪問介護事業所5、総合事業 5となりますが、本補助金での対象事業所数としては、訪問介護事業所の み数えて「5事業所」となります。 ◆定期巡回型・随時訪問介護看護と夜間対応型訪問介護を同一事業所番号で運営している場合、サービス種類上はコンとなりますが、本補助金における事業所数は1と数えます。

		55.00	一个和/年10月15日現住
N	lo.	質問	回答
	5	いつ時点で指定を受けていれば良いですか。	交付申請日時点において、東京都内で指定を受けている必要があります。(休止中、廃止済みは対象になりません。) なお、実績報告日時点で、事業所や法人が廃止・廃業となる場合は別途ご連絡ください。
	6	これから新規開設を予定しており、開設前から求人・採 用活動を行っているが、その経費は対象になるか。	対象になりません。開設してからの経費のみ対象となります。
	7	複数の事業所を運営している場合(例えば、訪問介護と居宅介護支援事業所、障害系サービスを運営している等)で、対象となるサービス以外の事業所の内容が含まれている場合は、その経費もすべて対象となりますか。	対象になりません。
(3	2) 44	象経費について	
	, , , , , ,		①求人媒体への掲載費用、②チラシの印刷経費、③ネット広告料、④就職フェア出展費用、⑤採用事務アウトソーシング費用が対象です。なお、これら全ての経費について、支払対象となるものは領収書等の発行ができるものに限ります。 それぞれ、以下に具体を示しますが、該当するか判断が難しい場合には、HP記載の事務局問合せ先へご相談ください。
	1	具体的にどのような経費が対象になりますか。	①求人媒体への掲載費用 求人サイトへの広告掲載費、新聞折込求人広告の掲載費、フリーペーパー求人広告、人材紹介会社の求人掲載費 ②チラシの印刷経費 求人募集チラシの印刷費、会社説明会用パンフレットの印刷費、イベント用ポスターの印刷費、求人カード印刷費、それ ら印刷と合わせたポスティング・配布手数料 ③ネット広告料 リスティング広告、SNS広告、アフィリエイト広告、バナー広告、動画サイト広告掲載料金(採用に係る宣材(動画) 作成経費も含む) ④就職フェア出展費用 合同企業説明会のブース出展費、就職フェア出展時の備品レンタル料 ⑤採用事務アウトソーシング費用 応募者対応代行、面接日程調整代行、書類選考代行、内定者フォロー業務代行、採用戦略コンサルティング
	2	いつ支払った経費が対象ですか。	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(補助対象期間内)に<u>支払いが完了</u>している経費 が対象となります。
	≺	前年度(令和7年3月31日以前)から掲載していた広告費のうち、令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)に支払ったものは対象になりますか。	対象になりません。 補助対象期間内に行う求人活動であり、なおかつ支払いも補助対象期間内に完了している必要があります。
	4	令和8年4月1日以降に行う求人活動を令和7年度内(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)に支払った場合、対象になりますか。	対象になりません。 補助対象期間内に行う求人活動であり、なおかつ支払いも補助対象期間内に完了している必要があります。 必要に応じて按分してください。
	5	求人広告を掲載しても採用に結びつかなかった場合でも 補助対象となりますか。	対象になります。 本事業は 採用の有無にかかわらず 、採用にかかる経費及び採用事務にかかる経費を補助します。
	6	事務員等の介護保険サービスを直接提供しない職員の 求人に係る経費は対象になりますか。	対象になりません。介護保険サービスを直接提供する職員のみ対象となります。 事務員等の介護保険サービスを直接提供しない職種が含まれる場合には、按分を行う等で除いて申請してください。
	7	募集する介護職員は、初任者研修修了者に限る等、 資格要件はありますか。	資格要件はありませんが、訪問介護等、当該介護サービスに直接関わる職員の募集のみ対象です。 例えば、無資格者、初任者研修修了者、実務者研修修了者、介護福祉士等が想定されますが、介護サービスに直接 関わる職員であれば、いずれの場合も対象となります。

No.	質問	令和/年10月15日現任 回答
8	募集する介護職員の雇用形態に要件はありますか。 単発・スポット雇用の求人も対象になりますか。	雇用期間や常勤・非常勤の別は問いません。 ただし、単発・スポット雇用での求人は対象になりません。
9	有償ボランティアは対象になりますか。	対象になりません。
10	人材広告の成果報酬は対象となりますか。	対象となります。 ただし、領収証等金額が分かる挙証資料には、算出根拠が分かるように、必要に応じて以下の点等を余白に補記もしくは、掲載先会社との契約書等の写しをご提出ください。 ・費用発生に係る成果報酬の条件(応募に対して支払ったものか、採用が決まった段階で支払ったものか等)
11	人材紹介会社へ支払う紹介手数料は対象となりますか。	「求人媒体への掲載費用」として対象となります。 ただし、東京都の補助金を受けた経費において、雇用した方が退職してしまった等の理由により、人材紹介会社から人材紹介手数料の一部が返還された場合は、東京都にも補助金を返還いただく必要があります。また、複数の費用(掲載料+紹介料など)が一括請求されていないかについてもご注意ください。 なお、領収証等金額が分かる挙証資料には、算出根拠が分かるように、必要に応じて以下の点等を余白に補記もしくは、人材紹介会社との契約書の写しをご提出ください。 ・手数料が採用者の年収の何%にあたるか・費用発生に係る成果報酬の条件(応募に対して支払ったものか、採用が決まった段階で支払ったものか等)・掲載料・紹介料等、それぞれの費用の内訳・返金規定や保証期間の有無
12	自社HPの改修費用は対象になりますか?	対象になりません。
13	求人・採用活動に係った人件費は対象になりますか?	当該事業所・事業者(法人)の従業員として勤務する場合には対象となりません。 求人・採用活動をアウトソーシング(外部の専門家へ委託等)を行う場合には、対象経費のうち「採用事務アウトソーシング費用」として該当します。
14	求人掲載にあたり事業名や東京都の補助事業を活用している記載は必要ですか。	必須ではございません。
15	ハローワークへの求人票の掲載は必須ですか。	必須ではございません。
16	割賦契約による支払いは対象になりますか。	対象外です。
17	クレジットカードによる支払いも可能ですか。	クレジットカードの名義及びクレジットカードの決済口座が補助事業者の名義(法人名義)である場合に限り可能です。 コーポレートカードの場合は、申請前に事務局へご相談ください。(個人名義のクレジットカードの場合、法人カード(コーポレートカード含む)であることを確認しています。) なお、クレジットカードや購入店等でポイントが付与された場合、付与されたポイントを金額換算し、補助対象経費から除いたうえで申請してください。 また、経費の一部や全部をポイントやクーポンで支払った場合、ポイントやクーポンで支払った額については、補助対象経費から除いてください。 ※クレジットカードで支払った場合は、クレジットカードの利用明細の写し(該当箇所以外黒塗り可)と決済口座の通帳の該当部分(該当箇所以外黒塗り可)及び名義が分かる部分のコピー(セキュリティコードが写っている場合は当該
18	法人が一括購入等した場合も対象となりますか。	箇所を黒塗りしてください。)を併せて提出してください(補助申請年度内に決済口座から引き落としが行われている必要があります。)。 補助対象事業所分としてかかった経費のみ補助対象となります。必要に応じて按分し、按分の内訳について参考資料をご提出ください。
19	補助事業者の職員等の個人が立替払いを行ったものは対象になりますか。	対象になりません。

N	lo.	質問	回答
(4	り 申	請方法について	
	1	事業所毎に申請を行っても良いですか。	申請書類は法人毎にご作成ください。
	2	消費税を含めて申請する場合と、含めないで申請する場合の違いは何ですか。	【消費税を含めた場合】 翌々年度に消費税仕入控除税額の報告を行う際、補助金の返還が必要になる場合があります。 返還が必要な場合は、以下の書類を提出する必要があります。 - 返還額積算資料 - 消費税及び地方消費税の確定申告書の写し等 【返還の必要性がない場合】 以下のいずれかの理由に該当する場合は、補助金の返還は不要と想定されます。 ① 消費税の確定申告義務がない。 ② 簡易課税方式により申告している。 ③ 公益法人等で特定収入割合が5%を超えている。 ④ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。 ⑤ 補助対象経費が、人件費等の非課税仕入のみである。 ⑥ 補助対象経費が、「消費税を除いた金額」である(消費税を補助対象経費として申請していない)。 →消費税を含めないで本補助金の申請を行った場合、上記⑥のケースに該当しますので、返還の必要はありません。 ただし、返還の必要がない場合にも、「返還額がないことの理由書」の報告は必要です。 消費税仕入控除税額報告については、翌々年度(R9年度)に詳細をご案内いたします。
	3	実際に作成したチラシや、求人広告の画面等は提出す る必要がありますか。	実際の作成物・掲載物の写しを提出してください。 掲載終了したため実際の画面が表示できない等の場合には、原稿の写し等により、補助対象経費であることが分かる資料のご提出をお願いいたします。
	4	<u>交付決定通知の受領後、</u> 交付申請の内容から変更になった場合は、どのように対応すれば良いですか。	【交付決定金額が80万円未満で、なおかつ交付決定金額よりも経費が多くなった場合】 交付決定額よりも交付される金額を増やしたい場合には、変更交付申請を行ってください。 →様式第2号をホームページからダウンロードの上、事務局宛てご郵送ください。 【申請内容に新規追加や大幅な変更がなく、交付決定金額が80万円未満かつ交付決定金額よりも経費が少なくなった場合】 変更交付申請には及びません。実績報告の際に、実際にかかった正しい経費を申請してください。 【申請内容に新規追加や大幅な変更がなく、交付決定金額が80万円で、なおかつ交付決定金額よりも経費が多くなった場合】 変更交付申請には及びません。交付できる最大金額が80万円で、なおかつ交付決定金額よりも経費が多くなった場合】 変更交付申請には及びません。交付できる最大金額が80万円となります。 交付決定通知後に交付申請内容から変更が生じる場合の取り扱いは基本的に上記のとおりですが、交付決定後に新たな内容が加わる若しくは申請内容を大幅に変更するような場合は、金額に関わらず変更交付申請が必要になる場合がありますので、事務局にご相談ください。

17位/平10/713口			
	No.	質問	回答
	5		⇒交付申請時にA社で申請した場合:QA(4)4のとおりご対応ください。) なお、結果的に補助対象期間内に経費が発生しなかった場合でも、実績報告が必要になりますのでご注意ください。
	6	領収書等の挙証資料は原本の提出が必要ですか。	原本は事業所等法人で保管いただき、 写し をご提出ください。